

## 15. 屋外広告物条例のよくある質問、注意事項

### ◆複数の規制地域にまたがる場合について

- ・敷地の定義は、建築基準法施行令第1条の規定によるものとします。
- ・同一敷地内に、第1種規制地域及び第2種規制地域（展望規制地域）とその他の規制地域が混在する場合は、それぞれの敷地についてその規制が適用されます。（図1）
- ・上記以外で、2つの異なる規制地域が混在する敷地については、その敷地の過半の面積を占める規制地域の規制が適用されます。（図2）

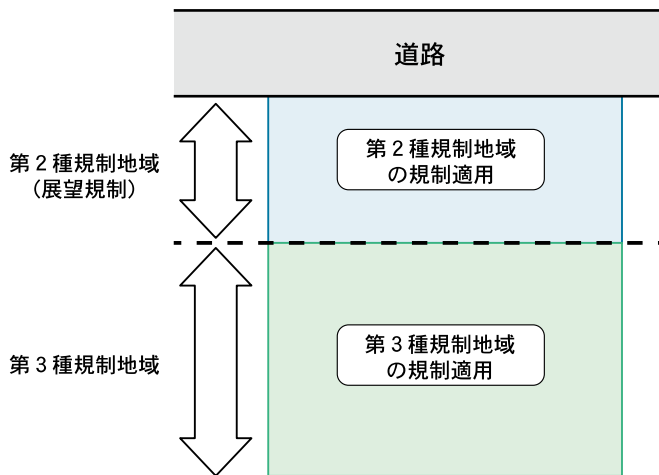


図 1

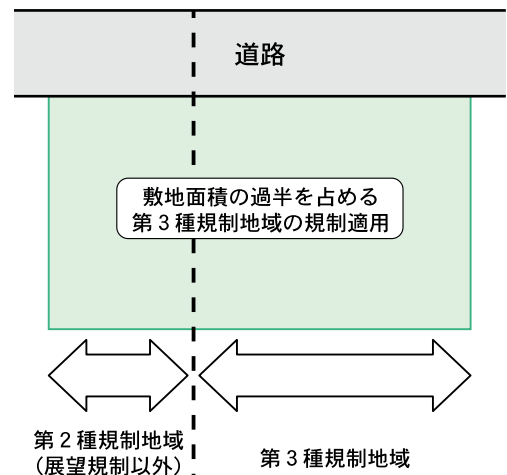


図 2

### ◆パラペットに屋外広告物を設置する場合について

屋上水上面から1.1mを超えるパラペット部分に、広告物がまたがる場合は、屋上広告物として扱います。

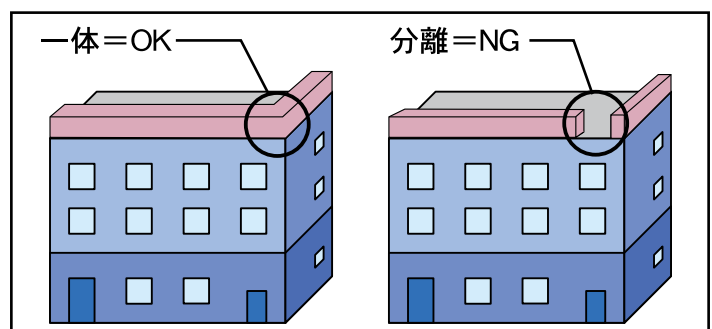
パラペットに屋外広告物を設置する場合は、図面に水上面及び水上面からの高さを記載してください。

	文字が1.1mより上の場合	文字が1.1mをまたがる場合	文字が1.1mより下の場合
▽パラペット天端			
屋上水上面から ▽1.1mの高さ	<b>ながの</b>		
▽屋上水上面		<b>ながの</b>	
屋上・壁面の区分	屋上広告物	屋上広告物	壁面広告物

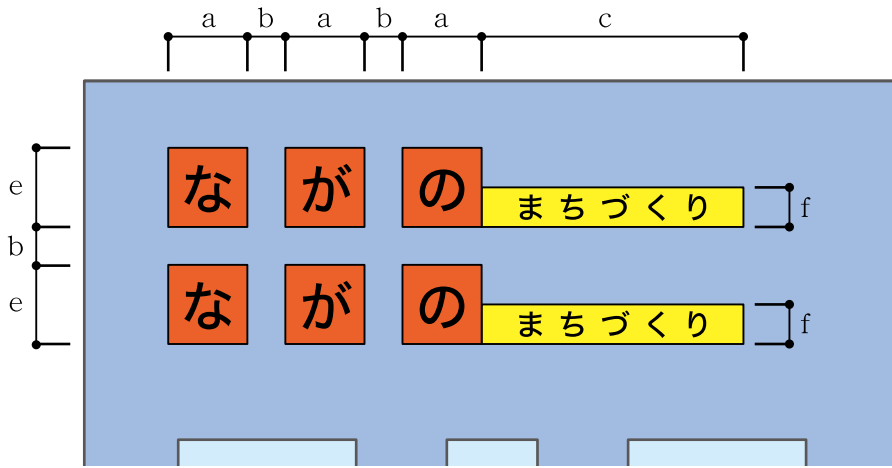
### ◆屋上広告物に関する注意事項

屋上広告物は、建築物1棟につき1個までですが、各表示面が一体となっている必要があります。

ワイヤー、コード、金物等でつなげるものは、一体とは認められません。

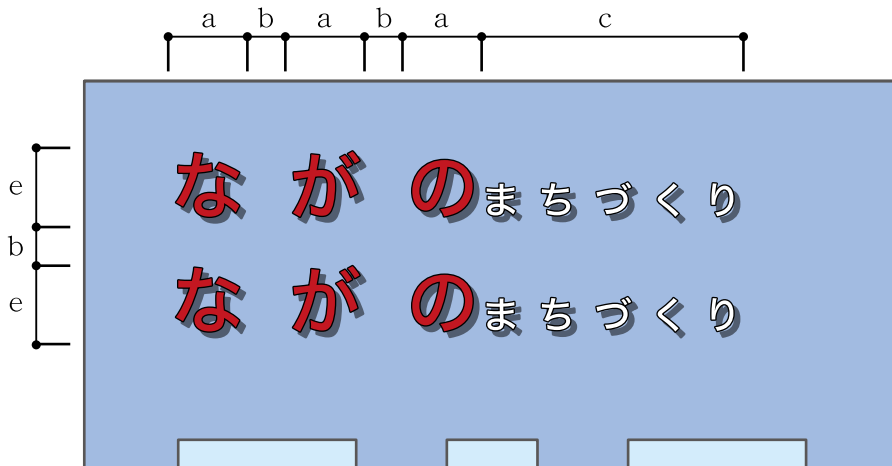


◆建物の壁面に広告板を設置する場合の面積算定について



- b の寸法に関わらず、それぞれの広告板ごとに算定  
 $(a \times e \times 6 \text{箇所}) + (c \times f \times 2 \text{箇所})$

◆建物の壁面に浮き文字又は塗装による表示をする場合の面積算定について



- $b < 1\text{m}$  の場合  
 全ての表示を1つの広告物として算定  
 $(a + b + a + b + a + c) \times (e + b + e)$

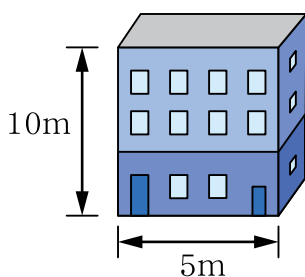


- $b \geq 1\text{m}$  の場合  
 上下それぞれ、「な」と「が」は文字ごとに、「の」と「まちづくり」を1つの広告物として算定  
 $\{a \times e \times 2 \text{箇所} + (a + c) \times e\} \times 2 \text{段}$



◆その他の屋外広告物の面積基準の注意点について

屋外広告物の面積基準は、①第1種～第4種規制地域の基準（P8～P12）と②市内全域の基準（P1）があります。屋外広告物を表示する際は、両方の基準を満たす必要があります。  
 【例】第4種規制地域で広告幕を壁面に設置する場合



- ①壁面の基準（P12）：鉛直投影面積の4/10以下かつ100㎡以下  
 $5.0\text{m} \times 10.0\text{m} \times 4/10 = \text{表示可能面積} 20\text{㎡以下}$
  - ②広告幕の基準（P1）：30㎡以下
- ①及び②の基準を両方満たす必要があるため、表示できる広告幕の大きさは20㎡以下となります。